

(別添 1)

委託業務仕様書

1 業務名

放課後児童応援し隊「サポーター」事業運営業務

2 事業の目的

放課後児童クラブ及び児童館（以下「放課後児童クラブ等」という。）において、児童に文化・スポーツ・自然体験など多様な体験活動の機会を提供するため、その機会を提供する個人及び団体を「サポーター」として募集・登録するとともに、放課後児童クラブ等に派遣することにより、児童の豊かな感性の醸成、自主性・社会性の向上を図る。

3 実施期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

4 業務の内容

(1) サポーター名簿の作成

放課後児童クラブ等において、児童に文化・スポーツ・自然体験など多様な体験活動の機会を提供する個人及び団体を「サポーター」として募集のうえ、氏名、児童に提供できる活動等の事項を記載した「サポーター」名簿を作成し、提出する。

「サポーター」名簿の作成にあたっては、次の点に留意すること。

- ・暴力団員等（徳島県暴力団排除条例（平成 22 年徳島県条例第 40 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。
- ・氏名等の公表に同意した者であること。

(2) サポーターの派遣

- ・放課後児童クラブ等に対し、サポーターの派遣について周知・広報を実施する。
- ・サポーターの派遣を希望する放課後児童クラブ等を所管する市町村からの申請を受け付け、申請内容を勘案の上、サポーター名簿から派遣候補者を選定・調整し、放課後児童クラブ等に対しサポーターを派遣する。
- ・サポーターへの活動費については、市町村等からの支出となるため、支出に係る事務は発生しない。

5 実績報告等

本業務の実績報告として、次のものを県に提出すること。

(1) 事業実施報告書

(2) 収支決算書

(3) 電子記録による下記データ

- ・「サポーター」名簿
- ・「サポーター」派遣に係る情報

(4) その他必要と認められるもの

(別添 1)

6 経費等について

(1) 経費の内容

県は委託料以外の費用を負担しない。また、受託者は、本事業に要する費用負担を第三者に求めてはならない。

(2) 対象となる経費

対象となる経費は、事業実施のために直接必要な経費に限る。また、受託者の運営上必要とされる恒常的な経費は、本事業の経費の対象としない。

7 その他

(1) 著作権等

この事業に係る一切の著作権は、徳島県に無償で譲渡する。

また、この事業に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

(2) 再委託の制限

受託者が本事業業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して業務委託契約書において定める方法により、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の事項を報告し、承認を得なければならない。

(3) 備品等の取扱い

この事業実施に必要なとなるパソコン・タブレット等については、リース又はレンタルで対応するものとする。受託者は、購入金額をはるかに上回る場合など合理的でないと判断される時は、事前に委託者と協議を行うこと。

(4) 県への報告等

受託者は、事業の実施状況や進捗状況等、県の求めに応じて報告し、必要があれば書類を提出しなければならない。

県は、受託者による事業の実施が当該事業の目的に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。

(5) 個人情報の保護

受託者は、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(6) 情報セキュリティの保護

受託者は、業務の実施に当たり、徳島県情報セキュリティポリシーに基づき、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(7) その他

本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、県と受託者双方による協議の上、決定する。